

戸別浄化槽の設置を希望される皆様へ

長野市上下水道局営業課

関係機関との事前協議について（お願い）

平素、長野市の上下水道事業に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、戸別浄化槽を設置するに当たり、法令等に基づいた関係機関との協議、申請等が別途必要です。

特に、次の地区につきましては、上下水道局への戸別浄化槽設置申出をされる前に、関係機関との事前協議を行っていただきますようお願いいたします。

○ 長野市南部【篠ノ井、川中島、更北、若穂川田・牛島】地区で、各土地改良区管理の用水路へ浄化槽からの放流水を流す場合

土地改良法第56条（土地改良区の協議請求）に基づく事項について協議をお願いします。

【連絡先】

上中堰土地改良区	（主に篠ノ井地区）	電話026-293-4599
下堰土地改良区	（主に川中島地区）	電話026-284-4007
川中島平土地改良区	（主に更北地区）	電話026-284-3054
川田土地改良区	（若穂川田・牛島地区）	電話026-282-5612

○ 戸隠・飯綱地区の国立公園内に戸別浄化槽の設置を希望する場合

自然公園法第20条（特別地域）に基づく手続が必要かどうか御確認願います。

【連絡先】

長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課 電話026-234-9590

○ 飯綱地区の長野市自然環境保全条例第12条適用地区内に戸別浄化槽を設置する場合

長野市自然環境保全条例第12条（保全地域における行為の許可等）の手続が必要かどうか御確認願います。

【連絡先】

長野市環境部環境保全温暖化対策課 電話026-224-5034

○ その他

浄化槽からの放流管設置に当たり、道路法第32条（道路の占用の許可）、河川法第26条（工作物の新築等の許可）等、法令に基づく手続が必要な場合は、それぞれ事前の協議を行ってください。

また、土地改良区管理の用水路以外へ放流する場合は、該当する水路の関係者へ事前に浄化槽を設置することについて説明してください。